

質問に対する回答

No	資料名	項目名	ページ	質問内容	回答	回答日	類似質問の有無
1	実施要領	8. 企画提案の手続き(1) 提出書類	4	法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書は、原本の提出が必要でしょうか。それとも写し(コピー)でも可能でしょうか。	お尋ねの各納税証明書については写しの提出で問題ありません。実施要領の4枚目「8. 企画提案の手続き(1) 提出書類(オ)-b)」にも記載がありますのでご確認ください。	令和8年2月27日	-
2	特記仕様書	第1章総則-5 開催プログラム-①開催回数と対象	1	「小学生」→「小学生以下」学年指定や小学生以上とすることも可能か。未就学児は必須、もしくは含める方が望ましいか。	学年指定や小学生以上とすることも可能です。未就学児向けプログラムについては必須ではありませんが多様なプログラムの実施を期待していますのである方が望ましいです。	令和8年3月6日	-
3	特記仕様書	第1章総則-5 開催プログラム-①開催回数と対象	1	「小学校高学年以上」は中学生は含まず、小学生のみの想定で問題ないか。	「小学校高学年以上向け1回以上」は小学生のみではなく、中学生～大人まですべての人が対象です。なお、他の回よりも少し難しい内容での実施を期待しているため、さらに対象者を絞ってご提案していただいても構いません。	令和8年3月6日	-
4	実施要領	8. 企画提案の手続き(4) 作成要領	5	企画書の構成例の中に「活動概要(団体概要、現在の活動状況)」かつ「必ず下記項目に該当する内容を含むもの」との記載があるが、3/13以前に団体概要および類似業務実績申告書を提出済みであり、かつ「事業者の能力及び提案内容を公正かつ客観的に評価するため、企画提案書に事業者名、事業者を推定できるようなマーク等を記載しないこと。」とあるため、「活動概要(団体概要、現在の活動状況)」は記載しなくてもよいか。	企画提案書にも事業者名や事業者を推定できるようなマーク等を記載しない又は隠す形で、活動概要を記載してください。なお団体概要及び類似業務実績申告書については事業者名および事業者を推定できるようなマークを隠す必要は無く、そのまま記載し、提出してください。	令和8年3月6日	-
5	実施要領	8. 企画提案の手続き(5) 作成要領	5	企画提案書の作成要領に「事業者の能力及び提案内容を公正かつ客観的に評価するため、企画提案書に事業者名、事業者を推定できるようなマーク等を記載しないこと。」とあるが、コンセプトやタイトルをあえて変えずに提案することがよいと判断した場合、それは妨げられないか。	オリジナルの事業コンセプトや事業名を記載していただいても問題ありませんが、直接的に事業者名や事業者を推定できるようなマーク等は記載しないでください。	令和8年3月6日	-
6	実施要領	8. 企画提案の手続き(6) 作成要領	5	企画提案書の作成要領に「見積・費用配分」を含めることとの記載があるが、それは「(ク)見積書」と併せて両方提出が必要か。	「(ク)見積書」と別に、企画提案書に「見積・費用配分」を記載して提出してください。なお見積書の写しを掲載していただいても構いません。	令和8年3月6日	-
7	特記仕様書	第1章総則-2 業務目的	1	参加ターゲットの親子について、特に市内ないしは兵庫県内からを想定されているのでしょうか。ないしは県外も見据えていらっしゃるのでしょうか。(将来的にでも)	本業務は、市民に対して森に親しんでもらう企画を提供することを目的としているため、神戸市内からの参加を想定しています。ただし、市外からの参加を否定するものではありません。	令和8年3月6日	-
8	特記仕様書	第1章総則-2 業務目的	1	上記について同じく、過去実績での参加者の居住エリアは主にどこであったでしょうか。(市内・市外県内・県外)	主に神戸市内からの参加ですが、一部市外(県内・県外両方)からの参加者もおられました。	令和8年3月6日	-
9	特記仕様書	第1章総則-3 履行場所	1	過去の実施施設は今回の履行場所から除くことをご想定でしょうか。	履行場所についての制限はありません。	令和8年3月6日	-
10	特記仕様書	第2章業務内容-2プログラムの周知・広報	2	2.プログラムの周知・広報におけるリーフレットの作成・配布につきまして、貴市でリーフレットの配布を予定している場所および配布部数はございますでしょうか。	配布先や配布数は、受託者で検討してください。仕様書P2に記載のとおり、リーフレットの作成および配布は受託者に実施していただくこととしています。本市で代わりに配布や配布のための調整はいたしません。	令和8年3月6日	-
11	特記仕様書	第3章プログラムの内容(2)~(5)	4	使用する道具などの用意について、例えば実施施設で貸出がある場合は使用可能でしょうか。もしくは購入での用意が必須でしょうか。購入の場合は事業終了後は貴市の資産として管理いただけるものでしょうか。	使用する道具について、実施施設において貸出がある場合は、施設と協議のうえで借用していただいてもかまいません。ただし、有償の場合は受託者の費用負担とします。購入での用意ではありません。購入された道具について本市が受領することはありません。	令和8年3月6日	有
12	特記仕様書	第3章プログラムの内容(2)~(6)	4	上記について、実施施設の備品を利用不可の場合は、購入ではなくリースでの受注者側手配も認められるでしょうか。	認められます。	令和8年3月6日	有

13	特記仕様書	第5章補記	6	貴市から簡易な備品の貸出が可能と記載がございますが、貸出可能な備品およびその数量をご教示いただくことは可能でしょうか。	現時点では貸与を確約できる備品のリストがないため数量等を提示することはできません。	令和8年3月6日	有
----	-------	-------	---	---	---	----------	---